

平成 31 年 3 月 26 日

関係各位

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会委員長 大迫 明伸
(公印省略)

柔道衣の乱れに対する新たな罰則（指導）の施行について

国際柔道連盟では 2019 年 3 月 8～10 日に開催された、グランプリマラケシュ大会（モロッコ）より柔道衣の乱れに対する罰則を新たに導入しました。

今年開催される世界選手権東京大会、2020 年東京オリンピック柔道競技でもこの罰則が適用される為、日本国内でも早急に適用する必要があります。

別紙全柔連主催大会では 4 月よりこの罰則を導入しますが、各主催団体におきましては、施行期間に猶予を設ける等、導入時期を検討して頂きますよう、お願いいたします。

記

・新罰則（指導）の内容

試合中に柔道衣が乱れ、帯より外に上衣の裾（背部を含む）が出た場合、主審の「待て」から「始め」の間に、選手自ら素早く服装を直すこと。

主審が「待て」を掛けても、乱れた柔道衣を直そうとせず、放置し乱れたまま「始め」を待っている時に、主審より柔道衣を直すよう指示された場合、これを 1 回目とカウントし、2 回目以降はその都度「指導」が与えられる。

合わせて帯も、本人が緩く結ぶことが原因で解け、自ら固く結び直さず主審から指示された場合もカウントの対象となる。

選手は「待て」から「始め」までの間に、自ら素早く服装を直し、帯を固く締めなければならない。

但し、積極的な試合展開で、例えば柔道衣の上衣がすっぽり脱げた場合に服装を直す指示を主審が行ってもカウントされない。

あくまでも、場外や寝技の停滞などで「待て」が掛かった場合、選手が柔道衣の乱れを放置し、主審から指示された場合にカウントされる。

「待て」の後、選手が自ら柔道衣を直そうとする場合、「髪の毛の結直し」と同じく少し猶予を与える。

帯を解いて服装を直す場合は、従来通り主審の指示・許可がなければならない。

※背部の裾の長さが臀部を覆っていない、体幹部が細く胸元の合わせ目が浅い等は、柔道衣の乱れやすさの一因である。上記罰則を導入するにあたり、柔道衣コントロールをより厳密に行う様に徹底して頂きたい。

【問い合わせ先】

公益財団法人全日本柔道連盟

大会事業課

電話 03-3818-4392

メール shinpan@judo.or.jp

以上